

# 教科書ネット・呉

●共同代表：岩崎智寧 花岡美紀 中室茂 岸直人

●連絡先：中室 茂 090-6404-1008

是恒高志 080-6335-5848

●発行：2016年10月25日【非売品】

## ● CONTENTS ●

P 1	最新ニュース 広島地裁に提訴
P 2～3	1 経過報告 (8～10月)
P 3～5	2 住民訴訟Q & A
P 5～7	3 特集 市民に背を向ける教育委員
P 7～8	4 訂正記事
P 8	5 呉の教科書裁判にご支援を 編集後記

## 10月13日

### 最新ニュース

### 広島地裁に提訴しました。

広島地裁に入る原告団。  
8名中5名の原告が参加。



記者会見に応じる原告団

←右から3人目は、急きょ駆けつけて下さった高嶋伸欣琉球大学名誉教授です。

↓読売新聞 10月14日付

## 教科書選定巡り 呉市長らを提訴

住民ら80万円返還求め

2016年度の呉市立中学校の歴史・公民教科書を選定する際の基になった「総合所見」に1000か所以上の誤記が見つかった問題で、呉市の住民と市民団体の代表らは13日、小村和年・呉市長らを相手取り、育鵬社の教師用指導書購入費用など計約80万円を市に返還するよう求める訴訟を地裁に起こした。

訴状によると、市教委は指導主事に、教科書の調査を行う調査・研究委員会と教科書を選ぶ選定委員会の委員を実質的に兼務させ、育鵬社の教科書を不正に高く評価する水増しや改ざんを行った、としている。

市教委の多幾山晃年・学校教育課長は「訴状が届いていないのでコメントは差し控える」としている。

1

## 経過報告（8～10月）

### ◆呉市の教科書不正採択とは◆

昨年秋から呉市の教科書採択の資料（総合所見）を分析し、データの水増しやデタラメな人物事例を見つけ、今年2月に質問状を提出した。これに対し、初めて知った呉市教委はつじつま合わせの調査・研究委員会（2月26日）、選定委員会（3月1日）を開催し、3月3日の臨時教育委員会会議で「誤記等1,054か所」を報告、しかし「採択に影響なし」と決定した。この間、呉市の二つの市民団体が教科書ネット・呉を結成（2月21日）。以後、公開質問状、公文書公開、請願等あらゆる方法でこの不正採択問題を追及している。

### ◎公文書公開請求

「(歴史的分野の) 評価の意思形成過程」(A)の公文書公開請求は、「作成及び取得していないため不存在、よって非開示」通知を受け取り（3月8日）、不服申立てを行った（3月22日）。市の情報公開条例では「すみやかに情報公開審査会に諮問」することになっていますが、すでに半年以上「放置」の状態です。このことを厳しく追及し8月には、教育副部長から謝罪の言葉を引き出しました。

また、5月11日に不服申し立てを行ったもう1件の「(公民的分野の) 評価の意思形成過程」(B)の公文書公開請求は、行政不服審査法の新法対応のため、次のような経過をたどっています。

8月26日 処分庁（呉市教委学校教育課）が再弁明書を審査庁（呉市教委教育総務課）に提出

8月29日 審査庁（呉市教委教育総務課）が処分庁（学校教育課）の再弁明書を送付と再反論書の提出の通知（申立人は再反論書を提出せず、諮問された情報公開審査会で意見陳述等をする）

10月17日 争点整理に関するさまざまな質問を行う。今後、審査庁（教育総務課）は諮問の手続きに入ることに。

### ◎ 公開質問状の提出、請願書の提出

8月23日 市教委定例会で請願書（公開質問状1と2）への回答審議

8月24日 請願者に回答送付

9月8日 公開質問状を提出（その3）

（8月23日の教育委員会定例会での回答書について発言された教育委員の考えを問う）

呉教科書問題の  
見解求め請願書  
教育委員に市民団体

呉市立中学校の歴史、公民の教科書選定問題で、市民団体の「教科書ネット・呉」は8日、市教委の教育委員全4人に請願書を提出した。

市教委は選定の判断資料となる総合所見にミスがあったことを認める一方、「選定自体は無効ではない」と結論。8月23日の教育委員会定例会で承認を受けた。

請願書は、教育委員がこの市教委の見解を認めたことを批判。教育委員にどのような問題意識を持って定例会に臨んだか▽各教科書の評価を協議した議事録がないことに関してどう思うかーなど5項目について文書での回答を求めている。

9月16日 呉市教委定例会で請願書(9/8)を不採択にした。

※この間のやり取りについては本書のP4～6に特集で載せています。

◎ 住民監査請求

7月15日 住民監査請求

(呉市教委の教員用教科書・指導書購入費の返還要求)

8月4日 請求人の意見陳述

9月13日 住民監査請求に係る監査の結果の通知

(「請求人の主張には理由がないものと判断する」)

◎ 事務局会、総会

9月14日 事務局会 監査結果を受けて住民訴訟について協議。

9月24日 拡大事務局会 住民訴訟に向かって準備することを決定。 10月3日 事務局会。

教科書問題で  
呉市を提訴へ  
市民団体方針

呉市立中学校の歴史、公民の教科書選定問題で、市民団体「教科書ネット・呉」は24日、呉市教委が適正な手続きを踏まずに教科書を選定、教員用教科書と指導書を購入したのは不当として、公金返還を求め、市を提訴する方針を決めた。

呉市の広まちづくりセンターで拡大事務局会を開き、約20人が参加した。教員用の教科書と指導書の購入費81万円の返還を求めて市監査委員にした市職員措置請求は、今月13日に棄却されたことをメンバーが報告。住民訴訟を起す方針を参加者で確認し合った。今後、総会を開き正式決定する。

メンバーの是恒高志さん(62)は「誤った資料に基づき選定し、点検も十分でないなど手続きに違法性があることを問いたい」と話している。

中国新聞 9/25

10月7日 教科書ネット・呉総会(出席31人、委任状27通)、運動方針で住民訴訟を決定。さらに新・役員人事も決める。



## 2 住民訴訟Q&A

### Q1 教科書採択の不正を訴えるのではないのですか？

A 教科書採択を裁判で問うことは難しさを伴います。そこで、不正な教科書採択によって教員用教科書等を購入することは公金の不正な支出であるとして住民監査請求をして、それによって原告資格を得て住民訴訟ということで裁判のとびらをひらいてきたのが、横浜、えひめ、熊本の教科書裁判です。呉はこれらに続いて4番目の裁判で、教科書無償措置法の政令改正で不公正な採択があれば4年間の途中でもやり直しができるとなりましたが、この裁判で勝利したら採択やり直しの最初のケースになる可能性があります。(10月13日の記者会見で高嶋伸欣琉球大学名誉教授)

## Q 2 住民監査と住民訴訟とはどういう関係なのか？

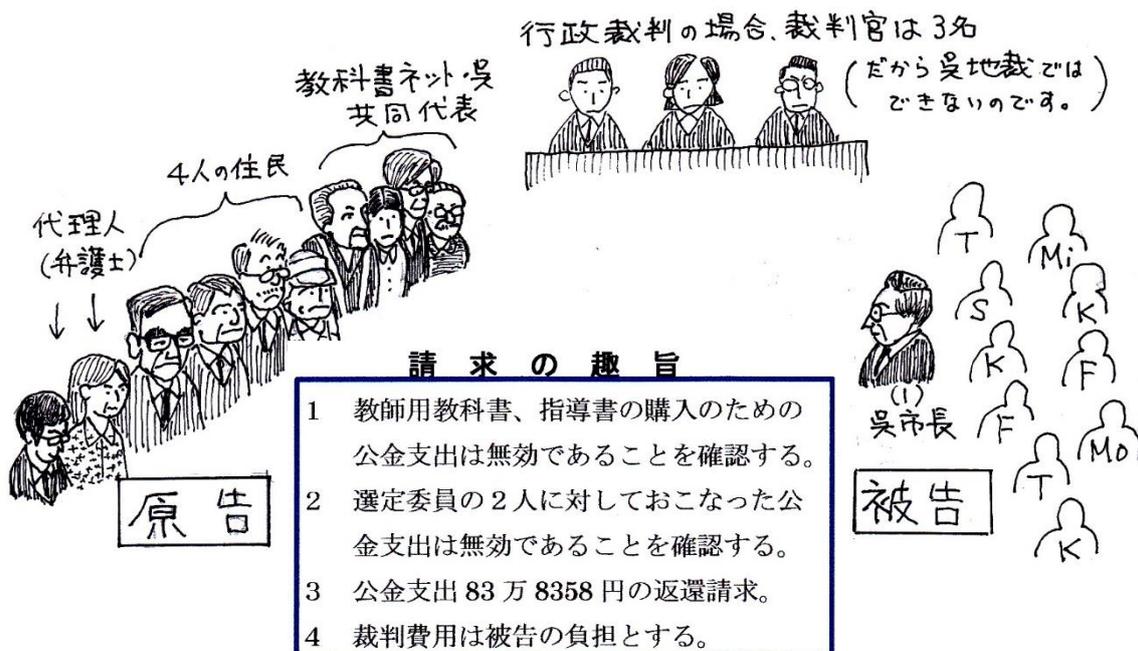
A 住民監査請求の結果を待たないと住民訴訟は提起できません。これを「監査請求前置主義」といいます。「監査結果」の通知は9月13日に出ましたから、その日から住民訴訟を起こすことができます。期間は通知の翌日から起算して30日以内です。ですから10月13日までに訴えることができます。また、住民監査請求も住民訴訟も財務行為、つまり住民が納めた税金（公金）の使われ方しか扱われません。なので、「市費（公金）で購入した教員用教科書と指導書が違法な支出であるのは、その原因となる教科書採択に不正があったからだ」という訴えになります。さらに「3月1日の選定委員の招集は規程違反であり、その選定委員に対して支出した報償金は違法だから返還せよ」という訴えなのです。

## Q 3 「監査結果」に不服があるから住民訴訟を起こすのですね？

A そうです。「監査結果」を読むと、請求人（私たち）が指摘した不正採択の実態、例えば公民的視点⑧に見られる育鵬社だけコラムを増したなどについて、調査しなければ判断もしていません。そして、「平成28年3月3日の臨時会で・・・採択結果については変更しないことを呉市教育委員会として決定している」、だから教科書採択に「著しい瑕疵（法令違反）は認められない」として、私たちの請求を棄却しました。不正の実態に立ち入らずに結果を出したことが不服で、これを住民訴訟で明らかにしていきたいと考えたのです。

## Q 4 原告と被告はだれで、裁判の争点は何ですか？

A わかりやすく図にしてみます。



### 「当該職員」の責任

(1) 呉市長は、その採択過程や選定委員の委嘱につき重大な瑕疵があることを指摘されていたのに公金支出を行った。(2) 教科書採択の主幹である T 学校教育課長は、任期切れの選定委員の委嘱状を要請するなど公正かつ適正な教科書採択のための配慮義務を怠った。S 教育総務課長は、規程を無視して委嘱状を発行した。K 社会科担当指導主事は、コピーペーストなどで杜撰な資料を作らせ、育鵬社に有利となるよう偽装を行った。同指導主事と共に恣意的な評価を行ったとされる F 社会科部会代表校長。教科書採択全般の実務の責任者である T 教育部長は、公金支出に決裁を与えた。教育委員会事務局の統括責任者であった K 前教育長。審議を怠り、偽装と誤りに満ちた選定資料（総合所見）を疑うことなく鵜呑みにして採択した 4 人の教育委員、Mi、K、F、Mo。

## Q5 なにが争われるのですか？

- A 私たちはこの裁判で呉市教委の教科書不正採択の実態を明らかにして行きたいと考えています。
- 「訴状」では、「ア 指導主事は選定委員でありながら、実質的に調査・研究委員会において指導的役割を果たし、その業務を行い、実質的に両委員を重複していたと同視しうる。」
- 「イ 指導主事が調査・研究委員会において、指導・助言、指示することによって、育鵬社の教科書を高く評価するための方法を作り、データの水増しや改ざんを行い、資料として信用できない調査・研究報告書を作成した。」「ウ 総合所見において 1 1 の視点から評価がされているが、明らかに誤った恣意的評価がなされている。」「エ 総合所見には歴史的分野で 8 4 3 か所、公民的分野で 2 1 1 か所の誤記等が存在し、教育長はこれを漫然と教育委員会会議に提出した。そして、教育委員会は何ら訂正することなく教科書を採択し、実質的な検討を行わなかった。」と「採択過程の瑕疵」を指摘しています。これらを争点にして、不正採択の実態を明らかにしていきます。

## 3 特集 市民に背を向けた教育委員！？

8月23日の教育委員会定例会で、請願書への回答案が審議されましたが、ひどい内容でした。

公開質問状で・・・	これに対し呉市教委の回答は・・・	しかし・・・
指導主事が選定委員会と調査・研究委員会に重複している。これでは公正性が担保できない？	呉市の「規程」では「指導・助言」のために参加する旨を定めている。・・・あくまで調査・研究委員の相談に応じた指導・助言を行うために、調査・研究委員会に参加した。	ゴマカシです。3/3の臨時会で「(指導主事の) 指示の不明瞭さでぶれたのが(誤りの) 要因」、「人物をリストアップする際、あまりのも多いため指導主事が手伝った」(同) など報告されている。
◎○◇△の評価は、いつ、どこで、誰が、	…部会代表校長と指導主事が協議し、…評価案(◎○◇△)を…資料(総合所見	「いつ、どこで、どういう論議で」については回答不能。そういう場があったか

どうい論議で・・・	の原案)に記載しました。	どうかも証明できない。指導主事からの聞き取りもしてない。そもそも部会代表校長と指導主事の協議があったのかも証明できてないのが問題。
◎○◇△の意思形成過程に係る資料を公表せよ。	総合所見の原案に教科用図書の特徴を記述することそのものが評価の判断・・・選定委員会の会議録以外に記録を取ることとはしていない。	
「改訂版」に、資料に載せていない人物が14名いる。	本文や脚注等の説明で取り扱われている人物をリストアップした。例えば年表中にあるだけの人物は、リストアップしてない。	これもデタラメ。例えば育鵬社の「クーデンホーフ光子」はコラムにある人物なのに載せているのに、東書の「黒瀬眞一郎、河本一郎」などは特設ページにあるのに載せてない。
任期(8月31日)を過ぎ、その資格を有していないものを招集しても、それは無効である。	無償措置法14条に8月31日までとあるが、教科書採択後に、検証のための再調査を依頼することまで禁じてない。呉市の「規程」の第14条「この規定に定めるもののほか、採択について必要な事項は、教育長が別に定める」とある。	「再調査」そのものの規定はない。史上まれな異例事態だった。2月26日、3月1日、3月3日の諸会議について「再採択のためではない」といいつつ、「規程」14条の「採択について必要な事項」に基づいて依頼したというのは自己矛盾。

## これについて事務局の返答に言いなりの教育委員

Mi 委員「◎○◇△の評価について、選定委員会で審議して決めた」と理解していいのか？」

T 学教課長「その通りです。」

Mo 委員「質問というよりは意見だが、歴史の視点②(人物事例)については7月の定例教育委員会会議、3月の臨時教育委員会会議で話題になった。・・・これからはこういう(間違い)ことがないように。」

K 委員「毎回選定委員会に傍聴にいらっていたから、3月1日の選定委員会は確かにあった。」「任期は8月31日までという事は確かにそうだが、ミスがあったということで調査・研究委員会、選定委員会が開かれたということはあって当然だと理解しているが、これでよいのか？」

T 学教課長「採択のやり直しではなく、検証のための再調査であって、無償措置法もこれを禁じるものではありません。『規定14条 これより他に採択に必要なことは教育長が定める』という条文に基づいておこなったことで、その通りです。」

Mo 委員「誤記等があつてこういう質問状に回答することになった。今後はこのような質問を受けることがないように。」

N 教育長「請願者が請願の趣旨を直接説明したい件についてお諮りします。」

F 委員「文書で示されているので、あらためて請願者からの説明を受ける必要はない」

N 教育長「では、そういう決定という事でよろしいでしょうか」

他の委員「異議なし」

住民の代表として追及することなく「こういう理解でいいのか」と訊いてどうするのでしょうか。ツッ

コミも追求もしないで事務局の追認機関に成り下がっています。さらに、毎回選定委員会を傍聴して予習していただいだけ。1, 0 5 4か所もの間違いの一つとして見つけられなかったは、教科書も総合所見も見えていなかったことを表しています。なによりも市民の側が説明したいと申し出ているのに「必要ない」と聞く耳を持ってないのは、一体誰のための何のための教育委員なのかと思います。

## そこで9月8日、今度は教育委員の考えを問う公開質問状（請願）を提出・・・

**1 Mi 委員**は「◎○◇△の評価について、選定委員会で審議して決めたと理解していいのか」と、発言されました。しかし、議事録を見ても選定委員会で評価を審議した痕跡はありません。また、その評価案を「部会代表校長と指導主事が協議して決定」としてはいますが、二人はいつ、どこで、どういう協議をしたのか。「記録を作成していない」のです。つまり、日時も場所も特定されておらず、そういう協議があったかどうかとも疑われます。教育委員としてはこれについてどう考えられますか。

**2 Mo 委員**は「歴史視点②の人物について7月17日の教育委員会会議でも議論が行われたにもかかわらず、「間違い」があったことについて「こういうことのないように」と言っています。しかし、「勘違いによるミス」、「作業上のミス」を本来チェックすべきであった選定委員会の問題についてどう考えていますか。

また、教育委員には何の問題もないのですか。例えば、私たちが指摘した「改訂版総合所見」に、資料に載せていない人物が14名いることについて、教育委員は教科書をチェックしましたか。チェックすれば事務局の回答がまちがっていることはわかるはず、たった14名の人物名も教科書にあたることなく事務局の回答を了承したのですか。

**3 K 委員**は「毎回の選定委員会を傍聴し・・・」と言われました。しかし、教育委員が選定委員会を傍聴することにどんな意味があるのでしょうか？例えば3月1日の選定委員会で、公民視点⑧について、ある委員が「少し気になったのは東書28から32、育鵬49から24（補充的・発展的教材の数）になったのに、評価はそのまま・・・理由を」と言うと、高橋課長補佐が「バランスがいい」と説明しました。このやり取りを聞いた教育委員は2日後同じ質問を臨時教育委員会会議でしました。ということはこの傍聴の意味は「予習」ということになりませんか。そして、3月3日の臨時教育委員会会議で答えのわかった質問をしました。採択権者として、選定委員会を傍聴することにどういう意味があったのか、お考えを聞かせてください。

**4 Mo 委員**は「誤記等があって、こういう質問状にこたえることになった。このような質問を受けることが今後ないように・・・」と発言しました。もし2月10日をはじめとした市民から質問状がなかったとしたら、呉市教育委員会は平穏無事だったかもしれませんが、あのデタラメな公文書は末代まで引き継がれたことになったでしょう。教科書について市民が関心を持つことや、教科書採択について市民から質問が出ることは教育委員会としては歓迎すべきことではないのですか。それともあってはならないことだとお考えなのでしょうか。

**5 4人の委員**に、公開質問状については事前に教育委員に配布して問題意識を持ってもらい、

回答していただくよう事務局に申し入れしておきましたが、教育委員はそれを読んでそれぞれの  
ような問題意識を持って教育委員会会議に臨まれましたか、個々の委員のお考えも含めお答えくだ  
さい。

#### しかし9月16日の教育委員会会議で・・・

水野教育委員が「請願書には全て回答しなければならないのか」と質問し、事務局が「請願法で誠実  
に回答しなければならないとされているが、回答するかどうかは教育委員会議で決めること」と答えま  
した。結局、教育委員から「回答する必要はない」「異議なし」と、短い質疑応答が交わされただけ  
で回答しないことにしました。傍聴人は唖然とする思いでした。疑惑に対して誠実に説明するのが、住  
民の代表機関である教育委員の務めだと思いました。この教育委員会も変えないといけません。

## 4 前号(「活動報告(その3)」)の記事の訂正について

「特集 呉と育鵬社教科書—呉市はなぜ育鵬社教科書を採択したか—」の誤りを指摘されました。

P 7 「軍港都市転換法」→「旧軍港市転換法」、「平和都市」→「平和産業港湾都市」

P 8 「1950～53年の朝鮮戦争の頃」→「1954年」、「1992年湾岸戦争」→「1991年湾岸戦争」  
「呉市海事博物館」→「呉市海事歴史科学館」、「寺本教育部」→「寺本教育部長」

なお、「掃海部隊は米軍が投下した機雷除去のため旧海軍解散後も『航路啓開』として存続した。」

「教育にもちこまれた戦前回帰」に、「子どもたちに語り継ぐ 呉の歴史絵本」(2005年初版)もある  
という指摘も受けました。ありがとうございました。

## 5 呉の教科書裁判にご支援を・・・

育鵬社の歴史教科書は、日本が行った中国・アジアへの侵略戦争を「大東亜戦争  
と記述、さらに「アジアの国々を解放するため」の戦争だったと記述して子どもの



歴史意識を歪めます。また、育鵬社の公民教科書は、  
日本国憲法を「占領下に押し付けられた」と記述し、

「改憲は当然」という内容を子どもたちに刷りこみます。このような育鵬  
社版教科書の採択を進めるのが、権力の側からの「教育再生」です。



また、呉市では2008年から戦前版「呉市歌」が強制され、09年からは旧海軍の第六潜水艇  
追悼式に児童が参加させられ、15年からは全小学校5年生が大和ミュージアムに強制的に見  
学させられるようになりました。教科書も含めて呉市の教育を正し、憲法を守る課題は共通課題です。  
多くの民主主義を守る市民の活動に連帯し、呉市の教育を彼らから市民の手に取り戻す取り組みを進め  
るための**教育裁判**でもあります。私たち教科書ネット・呉は、皆さんの抱えている課題と共に裁判をと  
もに闘うつもりです。大きなご支援をお願いします。

## 教科書ネット・呉の教科書裁判支援の募金の振込先

呉中央六丁目郵便局 口座番号 01380-9-104750

振替口座 教科書ネット・呉

※ 1口1000円で1口以上の募金を宜しくお願いします。

### 編集後記

いよいよ裁判です。弁護士費用、複写・郵送料その他お金が必要です。お金があるから提訴したのではなく、ないけれど提訴しました。広く多くの人にカンパの訴えをしながら、裁判への関心を広め、それと同時に呉の教育介入の実態を知らせ、子どもと市民に教育を取りもどそうと考えています。裁判は2ヶ月に1回のペースで開かれるそうです。だから、第1回の法廷は12月頃になりそうです。次の第5号は裁判ニュースをまとめたもので皆さんにお伝えします。発行予定は来年2月頃です。